

【令和元年度決算】 引上げ分に係る地方消費税収の使途

「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日 総税都第2号通知）により、引上げ分に係る地方消費税（消費税率8%では0.7%、10%では1.2%が社会保障財源分）の使途を次のとおり公表します。

○地方消費税交付金

(千円)

地方消費税交付金の額	1,110,113
うち従来分（一般財源）	622,373
うち引上げ分（社会保障財源）	<u>487,740</u>

○引上げ分（社会保障財源）の使途

(千円)

社会福祉	
社会福祉総務費	3,491
障がい福祉費	135,885
老人福祉費	6,676
児童福祉総務費	61,451
児童措置費	143,256
母子福祉費	2,548
生活保護費	48,733
	<u>402,040</u>

保健衛生	
保健衛生総務費	29,271
予防費	56,429
	<u>85,700</u>

合計 487,740